

---

# 四半期報告書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

国際石油開発帝石株式会社

# 目 次

頁

【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【事業等のリスク】 .....	4
2 【経営上の重要な契約等】 .....	4
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	4
第3 【提出会社の状況】 .....	9
1 【株式等の状況】 .....	9
2 【役員の状況】 .....	16
第4 【経理の状況】 .....	17
1 【四半期連結財務諸表】 .....	18
2 【その他】 .....	30
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	31

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月9日

【四半期会計期間】 第6期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)

【会社名】 国際石油開発帝石株式会社

【英訳名】 INPEX CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 北村俊昭

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂五丁目3番1号

【電話番号】 03-5572-0233

【事務連絡者氏名】 経営企画ユニットジェネラルマネージャー兼  
広報・IRユニットジェネラルマネージャー 橋高公久

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂五丁目3番1号

【電話番号】 03-5572-0233

【事務連絡者氏名】 経営企画ユニットジェネラルマネージャー兼  
広報・IRユニットジェネラルマネージャー 橋高公久

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期 第2四半期 連結累計期間	第6期 第2四半期 連結累計期間	第5期
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日	自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高 (百万円)	432,992	573,165	943,080
経常利益 (百万円)	220,116	332,484	508,587
四半期(当期)純利益 (百万円)	50,626	74,396	128,699
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	29,794	69,028	114,706
純資産額 (百万円)	2,022,095	2,154,408	2,097,382
総資産額 (百万円)	2,529,435	2,747,248	2,680,379
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	18,584.05	20,377.60	40,832.40
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	76.4	74.5	74.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	126,727	138,602	274,093
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△ 148,029	△ 155,996	△ 844,511
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	523,471	12,397	548,057
現金及び現金同等物の 四半期(期末)残高 (百万円)	707,071	170,339	182,025

回次	第5期 第2四半期 連結会計期間	第6期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日	自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	6,202.64	9,372.87

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 2 甲種類株式は剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり四半期(当期)純利益の算出の際には、期中平均発行済株式数に含めております。
- 3 潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 第5期第2四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は以下のとおりであります。

（アジア・オセアニア関連）

新規設立：INPEX Holdings Australia Pty Ltd（連結子会社）、INPEX Ichthys Pty Ltd（連結子会社）、INPEX Operations Australia Pty Ltd（連結子会社）、Ichthys LNG Pty Ltd（持分法適用関連会社）

非連結子会社の連結子会社化：INPEX Australia Pty Ltd（連結子会社）

この結果、平成23年9月30日現在では、当社グループの連結子会社は56社、持分法適用関連会社は13社となっております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間における我が国経済は、東日本大震災の影響により企業による生産が低下するなど総じて厳しい状況で推移いたしました。製造業のサプライチェーンの立て直しや政策効果などにより生産、輸出などで持ち直しの動きが見られるものの、欧州の信用不安を背景とした世界経済の減速や急速な円高の進行等による景気下振れリスクなどもあり、引き続き不透明な状況が続くと見られます。

当社グループの業績に大きな影響を及ぼす国際原油価格は、WTI(ウェスト・テキサス・インターミディエートの略。国際的な原油指標。) 期近物の終値ベースで107.94米ドルから始まり、中東・北アフリカ情勢の緊迫化や米主要企業の好決算を受け上昇傾向を強め、4月29日には113.93米ドルの高値を付けました。しかしながら5月に入ると、ウサマ・ビンラディン容疑者死亡により中東の地政学リスクが緩和するとの見方が台頭したことや、米国原油在庫の増加などが弱材料視され、5月6日には97.18米ドルまで下落しました。6月に入ると、OPEC総会後にサウジアラビアが単独増産に踏み切るとの観測や、さらにはIEAが石油備蓄放出を決定したことで一段と下落基調が強まり、6月27日に90.61米ドルまで下落しました。その後、95米ドルから98米ドルのレンジでもみ合った後、7月下旬には、米国原油在庫の減少や好調な経済指標の発表を受け、100.00米ドルに迫る勢いを示したものの、その後世界的な景気減速観測や米国の原油および製品在庫の増加を背景に下落傾向を強め、8月9日には79.30米ドルと、約9カ月ぶりに80.00米ドルを割り込みました。8月第3週以降、米国の原油在庫の減少や好調な経済指標の発表を受けて盛り返し、9月13日には90.21米ドルの高値を付けましたが、その後は欧州の債務危機問題を背景に再び弱含み、結局79.20米ドルで第2四半期を終えております。なお、当第2四半期連結累計期間の原油の当社グループ販売平均価格は、111.77米ドルとなりました。

一方、業績に重要な影響を与えるもう一つの要因である為替相場ですが、当第2四半期連結累計期間は1米ドル83円台半ばで始まりました。4月前半は、米国の量的緩和第二弾が予定通り6月で終了するとの見方や、震災の影響で本邦輸出筋の円転が控えられるとの見方もあり、85円53銭まで円安が進行しました。しかし、その後は、米国経済の先行きに対して悲観的な見方が広がり、米国は量的緩和第二弾終了後も金融政策を引き締めに転じるには相応の時間を要すると見る向きが多くなる中、円は対米ドルで80円を超えて強含む展開となりました。円の史上最高値である76円25銭が目前に迫る局面では、日銀による4.5兆円規模の為替介入が実施されたものの、影響は一時的となりました。その後、8月のFOMC声明文で「異例の金利を少なくとも2013年半ばまで継続させる公算」と発表され、また9月のFOMCではツイストオペの実施

が決定される等、米国金利が長短共に低下する中、円は一時史上最高値である75円95銭を示現し、その後も76円台を中心に推移しました。期末公示仲値(TTM)は前期末から6円52銭高の76円63銭となりました。なお、当社グループ売上の期中平均レートは、前年同期に比べ、9円40銭円高の1米ドル79円93銭となりました。

このような事業環境の中、当第2四半期連結累計期間は前年同期と比べ為替が円高に推移したものの、油価高・ガス価高が寄与して売上高は前年同期比1,401億円、32.4%増の5,731億円となりました。このうち原油売上高は前年同期比1,028億円、41.2%増の3,521億円、天然ガス売上高は前年同期比352億円、20.7%増の2,058億円となりました。当第2四半期連結累計期間の販売数量は、原油が前年同期比2,643千バレル、7.2%増加の39,139千バレルとなりました。天然ガスは、前年同期比16,041百万立方フィート、8.0%減少の184,454百万立方フィートとなりました。このうち、海外天然ガスは、前年同期比15,514百万立方フィート、9.0%減少の156,027百万立方フィートとなり、国内天然ガスは、前年同期比14百万立方メートル、1.8%減少の762百万立方メートル、立方フィート換算では28,427百万立方フィートとなっております。販売価格は、海外原油売上の平均価格が1バレル当たり111.77米ドルとなり、前年同期比36.07米ドル、47.6%の上昇となりました。海外天然ガス売上の平均価格は千立方フィート当たり13.55米ドルとなり、前年同期比5.16米ドル、61.5%の上昇となりました。また、国内天然ガスの平均価格は立方メートル当たり42円82銭となり、前年同期比1円58銭、3.8%の上昇となっております。売上高の平均為替レートは1米ドル79円93銭となり、前年同期比9円40銭、10.5%の円高となりました。

売上高の増加額1,401億円を要因別に分析しますと、販売数量は原油が増加したものの、天然ガスの減少により8億円の減収要因、販売単価の上昇により2,003億円の増収要因、為替は売上の平均為替レートが円高になったことにより614億円の減収要因、その他の売上高は21億円の増収要因となりました。

一方、売上原価は、主にADMA鉱区における売上増に伴うロイヤリティの増加により前年同期比373億円、23.1%増の1,994億円となりました。探鉱費は主に米州の探鉱活動が増加したことにより、前年同期比40億円、63.1%増の105億円となりました。販売費及び一般管理費は前年同期比32億円、10.2%増の351億円となりました。以上の結果、営業利益は前年同期比954億円、41.0%増の3,280億円となりました。

営業外収益は、持分法による投資利益や持分変動利益の増加により、前年同期比93億円、89.1%増の198億円となりました。営業外費用は為替差損が減少（当期は為替差益）したことに加え、前年同期に計上した資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額が当第2四半期連結累計期間は無かつたことなどにより、前年同期比75億円、32.9%減の154億円となりました。この結果、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は前年同期比1,123億円、51.0%増の3,324億円となりました。

法人税、住民税及び事業税は前年同期比853億円、53.3%増の2,453億円、法人税等調整額は40億円となり、少数株主損益調整前四半期純利益は前年同期比299億円、56.3%増の830億円となりました。少数株主利益は86億円となり、以上の結果、四半期純利益は前年同期比237億円、47.0%増の743億円となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

#### ①日本

天然ガス及び石油製品の販売価格が上昇したことにより、売上高は前年同期比29億円、6.2%増の499億円となりましたが、営業利益は天然ガス買入高が増加したことにより前年同期比28億円、32.4%減の59億円となりました。

#### ②アジア・オセアニア

原油・天然ガス販売量の減少及び為替が円高に推移したものの、油価及びガス価の上昇により、売上高は前年同期比316億円、15.8%増の2,316億円、営業利益は前年同期比242億円、21.5%増の1,371億円となりました。

#### ③ユーラシア(欧州・NIS諸国)

油価高及び原油販売量の増加に伴い、売上高は前年同期比239億円、113.7%増の450億円、営業利益は前年同期比156億円、158.8%増の254億円となりました。

#### ④中東・アフリカ

油価高及び原油販売量の増加に伴い、売上高は前年同期比867億円、55.2%増の2,439億円、営業利益は前年同期比646億円、60.5%増の1,715億円となりました。

#### ⑤米州

原油販売量の減少により、売上高は前年同期比51億円、66.0%減の26億円となり、探鉱費の増加により営業損失は前年同期比50億円、319.7%増の66億円となりました。

### (2)財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における総資産は2兆7,472億円となり、前連結会計年度末の2兆6,803億円と比較して668億円の増加となりました。資産増加の主な内訳は、現金及び預金が467億円増加したほか、投資有価証券が309億円増加したことによります。

一方、負債は5,928億円で、前連結会計年度末の5,829億円と比較して98億円の増加となりました。このうち流動負債は2,572億円で、前連結会計年度末比25億円の増加、固定負債は3,355億円で、前連結会計年度末比72億円の増加となりました。

純資産は2兆1,544億円となり、前連結会計年度末比570億円の増加となりました。このうち、少数株主持分は1,080億円で、前連結会計年度末比75億円の増加となりました。

### (3)連結キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物の残高は、期首の1,820億円から当第2四半期中に減少した資金116億円を差し引いた1,703億円となりました。

当第2四半期連結累計期間における営業活動、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローの状況及びそれらの要因は次のとおりであります。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、前年同期比118億円増の1,386億円となりました。これは、主に油価上昇により税金等調整前四半期純利益が増加した一方で、法人税等の支払額が増加したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、前年同期比79億円増の1,559億円となりました。これは、投資有価証券の取得による支出が増加したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、前年同期比5,110億円減の123億円となりました。これは、前年同期は株式の発行による収入があったことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（旧会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりです。

①基本方針の内容

当社グループは、バランスの取れた資産ポートフォリオ、国際的な有力中堅企業としてのプレゼンスおよび高い水準のオペレーターとしての技術力等を最大限に活かし、既発見の大規模油ガス田の早期商業生産を達成するとともに、今後とも優良な油ガス田を積極的に獲得するための投資強化を通じ、国際競争力のある我が國の中核的企業として、企業価値のさらなる向上を目指して積極的な事業展開に努めてまいります。

②財産の有効な活用および不適切な支配の防止のための取り組み

当社グループは、健全な財務体質のさらなる強化を図りつつ、石油・天然ガス資源の安定的かつ効率的な供給を可能するために事業基盤の拡大を目指し、探鉱・開発活動および供給インフラの整備・拡充等に積極的な投資を行います。当社は、これらの活動を通じた石油・天然ガスの保有埋蔵量および生産量の維持・拡大による持続的な企業価値の向上と配当による株主の皆様への直接的な利益還元との調和を、中長期的な視点を踏まえつつ図ってまいります。

また、当社は、投機的な買収や外資による経営支配等の可能性を排除するため、経済産業大臣に対し甲種類株式を発行しております。その内容は、i)取締役の選解任、ii)重要な資産の全部または一部の処分等、iii)当社の目的および当社普通株式以外の株式への議決権（甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決権を除く。）の付与に係る定款変更、iv)統合、v)資本金の額の減少、vi)解散、に際し、一定の要件を充たす場合に甲種類株主総会を開催し、甲種類株主が平成20年経済産業省告示第220号に定める議決権行使のガイドラインに則り、議決権を行使できるものとしております。

当該ガイドラインでは、上記i)およびiv)に係る決議については、「中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に背反する形での経営が行われていく蓋然性が高いと判断される場合」、上記iii)の当社普通株式以外の株式への議決権（甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決権を除く。）の付与に係る定款変更の決議については、「甲種類株式の議決権行使に影響を与える可能性のある場合」、上記ii)、iii)当社の目的に係る定款変更、v)およびvi)に係る決議については、「中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に否定的な影響が及ぶ蓋然性が高いと判断される場合」のみ否決するものとされております。

さらに、当社の子会社定款においても子会社が重要な資産処分等を行う際に、上記ii)の重要な資産

の全部または一部の処分等に該当する場合には、当該子会社の株主総会決議を要する旨を定めており、当社取締役会の決議に加え、甲種類株主総会の決議を必要としています。

### ③上記②の取り組みについての取締役会の判断

上記②の取り組みは、中長期的に安定した収益力の確保と持続的な企業価値の向上を目指すものであり、上記①の基本方針に沿うものであります。

また、上記②の甲種類株式は、拒否権の対象が限定され、その議決権行使も平成20年経済産業省告示第220号に定めるガイドラインに則り行われることから、経営の効率性・柔軟性を不当に阻害しないよう透明性を高くした必要最小限の措置であり、会社役員の地位の維持や株主の皆様の共同の利益を損なうことの目的とするものではないと考えております。

## (5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は203百万円であります。

## (6) 従業員数

### ①連結会社の状況

当第2四半期連結累計期間において、INPEX Australia Pty Ltd（アジア・オセアニアセグメント関連）を連結子会社化したことによる増加などにより、当第2四半期連結累計期間末の従業員数は下記のとおりとなっております。

平成23年9月30日現在

セグメントの名称	前連結会計年度末(名)	当第2四半期 連結累計期間末(名)	増減(名)
日本			
アジア・オセアニア			
ユーラシア（欧州・NIS諸国）	1,655	1,885	230
中東・アフリカ			
米州			
全社（共通）	199	205	6
合計	1,854	2,090	236

(注) 1 従業員数は、当社グループ（当社及び当社の連結子会社）から当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。

2 当社グループは、多くの部門において、同一の従業員が複数の地域の事業に従事しております。

3 全社（共通）には、提出会社の総務部門、経理部門等の管理部門の従業員が含まれております。

### ②提出会社の状況

当第2四半期累計期間において、提出会社の従業員数に著しい増減はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,000,000
甲種類株式	1
計	9,000,001

###### ② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,655,809	3,655,809	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株制度を採用していない ため、単元株式数はありません。 内容の詳細は(注) 1をご 参照下さい。
甲種類株式	1	1	非上場・非登録	単元株制度を採用していない ため、単元株式数はありません。 内容の詳細は(注) 2及び 3をご参照下さい。
計	3,655,810	3,655,810	—	—

(注) 1 株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。

2 甲種類株式の内容は次のとおりであります。

##### 1 議決権

甲種類株式は当会社株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではない。

##### 2 剰余金の配当および中間配当

甲種類株式に対する剰余金の配当または中間配当は、当会社普通株式に対する剰余金の配当または中間配当と同額にて行われる。

##### 3 残余財産の分配

甲種類株主は当会社普通株式に対する残余財産分配の金額と同額の残余財産分配請求権を有する。

##### 4 甲種類株主総会の決議を要する事項に関する定め

次の場合においては、甲種類株主による種類株主総会の決議を経なければならない。なお、当会社株主総会の招集通知を発する場合、当会社は、甲種類株主に対して、当該招集通知の写しを送付するとともに、甲種類株主総会の開催の有無につき通知するものとする。甲種類株主総会を開催する旨の通知は甲種類株主総会の招集通知を発することによりなされるものとする。

(1) 取締役の選任または解任にかかる当会社株主総会決議時点において、当会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の当会社普通株式の单一の株主または单一の株主とその共同保有者が保有していた場合(ただし、かかる場合にあたるかにつき、当該株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)(以下、「取締役の選任または解任における100分の20要件」といいう。)の当該取締役の選任または解任

(2) 当会社の重要な資産の処分等を行おうとする場合

(3) 当会社子会社が重要な資産の処分等を行おうとする場合に、当会社子会社の株主総会において当会社が議決権を行使しようとする場合

- (4) 以下の事項に関する定款変更を行おうとする場合(当会社が合併、株式交換、株式移転を行おうとする場合において、合併契約、株式交換契約、株式移転契約、またはこれらを目的とする契約において定款変更の定めが含まれる場合の当該定款変更に関する甲種類株主総会の要否、および当会社が株式移転をする場合において、新設持株会社の定款の規定が当会社の定款の規定と異なる場合の当該株式移転契約の承認に関する甲種類株主総会の要否については、下記(5)の規定によれば合併、株式交換、株式移転に関する甲種類株主総会の決議が不要な場合であっても、本規定に従ってこれを決する。)
- ① 当会社の目的
  - ② 当会社普通株式以外の株式への議決権(甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決権を除く。)の付与
- (5) 当会社が合併、株式交換、株式移転を行おうとする場合。ただし、以下の各号に該当する場合を除く。
- ① 合併において当会社が存続会社となる場合。ただし、合併完了時点において当会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の单一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合(ただし、かかる場合にあたるかにつき、当該合併を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)(以下、「合併における100分の20要件」という。)を除く。
  - ② 株式交換において当会社が完全親会社となる場合。ただし、株式交換完了時点において当会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の单一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合(ただし、かかる場合にあたるかにつき、当該株式交換を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)(以下、「株式交換における100分の20要件」という。)を除く。
  - ③ 株式移転において新設持株会社を設立する場合で、甲種類株主が当社定款上有する権利と同等の権利を有する当該新設持株会社の種類株式が甲種類株主に付与されることが、株式移転のための株主総会で決議された場合。ただし、株式移転完了時点において新設持株会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の单一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合(ただし、かかる場合にあたるかにつき、当該株式移転を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)(以下、「株式移転における100分の20要件」という。)を除く。
- (6) 当会社の株主への金銭の払い戻しを伴う当会社の資本金の額の減少を行おうとする場合
- (7) 当会社が株主総会決議により解散をする場合
- (8) 100分の20要件に関するみなし規定
- ① 取締役の選任または解任  
取締役の選任または解任について甲種類株主総会の招集通知が発送された場合は、取締役の選任または解任における100分の20要件が当該決議の対象となった取締役の選任または解任にかかる当会社株主総会決議時点において充足されていたものとみなす。  
甲種類株主は、取締役の選任または解任について甲種類株主総会を開催しない旨の通知を受領した場合においても、当会社株主総会において取締役を選任または解任する旨の決議がなされた場合には、当会社に対し、甲種類株主総会を開催すべき旨の異議を申し立てることができる。甲種類株主による異議申立てなく株主総会決議後2週間以内の異議申立て期間が経過した場合は、取締役の選任または解任における100分の20要件が当該取締役の選任または解任にかかる当会社株主総会決議時点において充足されていなかったものとみなす。
  - ② 合併、株式交換、株式移転  
当会社が合併、株式交換、株式移転をする場合において甲種類株主総会の招集通知が発送された場合は、合併における100分の20要件、株式交換における100分の20要件および株式移転における100分の20要件が、当該合併、株式交換または株式移転にかかる当会社株主総会決議の時点において充足されていたものとみなす。  
甲種類株主は、当会社が合併、株式交換、株式移転をする場合において甲種類株主総会を開催しない旨の通知を受領した場合においても、当会社株主総会において当会社にかかる合併、株式交換、株式移転を行う旨の決議がなされた場合には、当会社に対し、甲種類株主総会を開催すべき旨の異議を申し立てることができる。甲種類株主による異議申立てなく株主総会決議後2週間以内の異議申立て期間が経過した場合は、合併における100分の20要件、株式交換における100分の20要件、株式移転における100分の20要件が、当該合併、株式交換、株式移転にかかる当会社株主総会決議の時点において充足されていなかったものとみなす。

## 5 甲種類株式の取得請求権および取得条項に関する定め

- (1) 甲種類株主は、いつでも、当会社に対し、書面によって、金銭の交付と引き換えに当会社が甲種類株式を取得することを請求することができる。

- (2) 当会社は、甲種類株式が公的主体以外の者に譲渡された場合、取締役会の決議により、当該譲受人の意思にかかわらず、金銭の交付と引き換えに甲種類株式を取得することができる。なお、甲種類株主は、甲種類株式を譲渡する場合には、当会社に対して、その旨および相手先の名称を、事前に通知しなければならない。
- (3) 甲種類株式の取得価格は、上記(1)の場合は取得請求日、上記(2)の場合は取得日の前日(以下あわせて「取得価格基準日」という。)の時価によることとする。当会社普通株式が東京証券取引所に上場されている場合は、当会社普通株式一株あたりの東京証券取引所における取得価格基準日の終値と同一の価格をもって取得価格基準日の時価とする。取得価格基準日の終値が存在しない場合には、同日より前の最も直近の日における終値によることとする。

## 6 定義

甲種類株式にかかる上記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「親会社」とは、他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。)を支配している会社等をいう。以下、他の会社等の意思決定機関を支配している者とは、次の各号に掲げる者をいう。
  - ① 他の会社等の議決権(種類株式の議決権を除く。以下種類株式の議決権につき言及する場合を除き同じ。)の過半数を自己の計算において所有している者
  - ② 他の会社等の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において所有している者であって、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する者
    - イ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同様に議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同様に議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めていること。
    - ロ 役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の会社等の財務及び営業または事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。
    - ハ 他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
    - ニ 他の会社等の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。)の総額の過半について融資(債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。)を行っていること(自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。)。
    - ホ その他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。
  - ③ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同様に議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同様に議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合(自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。)に他の会社等の議決権の過半数を占めている者であって、かつ、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する者
  - ④ 他の会社等の種類株式(議決権のないものを除く。)のうちある種類のものについて、その議決権の過半数を自己の計算において所有している者
- (2) 「会社等」とは、会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)をいう。
- (3) 「関連会社」とは、ある者(その者が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。)が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務および営業または事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等をいう。ある者が他の者(個人を含む。)の関連会社である場合の他の者もある者の関連会社とみなす。子会社以外の他の会社等の財務および営業または事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合は、次の各号に掲げる場合をいう。
  - ① 子会社以外の他の会社等の議決権の100分の20以上を自己の計算において所有している場合
  - ② 子会社以外の他の会社等の議決権の100分の15以上、100分の20未満を自己の計算において所有している場合であって、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合
    - イ 役員もしくは使用人である者、またはこれらであった者で自己が子会社以外の他の会社等の財務および営業または事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該子会社以外の他の会社等の代表取締役、取締役またはこれらに準ずる役職に就任していること。
    - ロ 子会社以外の他の会社等に対して重要な融資を行っていること。
    - ハ 子会社以外の他の会社等に対して重要な技術を提供していること。
    - ニ 子会社以外の他の会社等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上または事業上の取引があること。

- ホ その他子会社以外の他の会社等の財務および営業または事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる事が推測される事実が存在すること。
- ③ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同様に議決権を行使すると認められる者および自己の意思と同様に議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合(自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。)に子会社以外の他の会社等の議決権の100分の20以上を占めているときであって、かつ、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合
- (4) 「共同保有者」とは、以下のいずれかに該当する者を総称している。
- ① 単一の株主が、当会社の株式の他の保有者と協力して、当会社の経営に継続的に影響を与えることを合意している場合の当該他の保有者
  - ② 単一の株主の配偶者、親会社もしくはその意思決定機関を支配する個人、子会社もしくは関連会社、または単一の株主の親会社もしくはその意思決定機関を支配する個人の単一の株主以外の子会社であって当会社の株式を保有している者
  - ③ ①に定める他の保有者の配偶者、親会社もしくはその意思決定機関を支配する個人、子会社もしくは関連会社であって当会社の株式を保有している者
  - ④ 単一の株主の配偶者の子会社または関連会社(単一の株主およびその配偶者夫婦の事情をあわせ考慮した場合に当該夫婦の子会社または関連会社となる者を含む。)であって当会社の株式を保有している者
  - ⑤ ①に定める他の保有者の配偶者の子会社または関連会社(①に定める他の保有者およびその配偶者夫婦の事情をあわせ考慮した場合に当該夫婦の子会社または関連会社となる者を含む。)であって当会社の株式を保有している者
- (5) 「甲種類株式」とは、当会社の定款第3章に規定する種類株式をいう。
- (6) 「公的主体」とは、国又は国が全額出資する独立行政法人をいう。
- (7) 「子会社」とは、会社等又は個人が他の会社等の意思決定機関を支配している場合の当該他の会社等をいい、親会社及び子会社、子会社の意思決定機関を支配する個人及び子会社、又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社又は個人の子会社とみなす。
- (8) 「重要な資産の処分等」とは、当会社または当会社子会社における、資産の売却、事業譲渡、現物出資、会社分割(ただし、現物出資または会社分割の実施後、当会社が、出資先会社または会社分割における承継会社もしくは新設会社の、親会社となる場合を除く。)、および担保設定その他の処分、ならびに当会社子会社株式・持分の売却(ただし、当会社が直接株式を所有している子会社の場合を除き、当会社子会社株式・持分の売却後、当会社が当該子会社の、親会社となる場合を除く。)その他の処分で、当該処分により当会社または当会社子会社が受領する対価もしくは担保設定額が直近に作成された当会社監査済連結財務諸表における総資産の100分の20以上である場合または直近に作成された連結財務諸表における連結売上高において当該処分にかかる資産による売上高の占める割合が100分の20以上である場合のいずれかをいう。なお、当会社子会社株式・持分の売却には、合併、株式交換、株式移転および当会社連結子会社が行う第三者割当増資(ただし、当会社が直接株式を所有している子会社の場合を除き、合併、株式交換、株式移転または第三者割当増資の実施後、当会社が合併による存続会社もしくは新設会社、株式交換もしくは株式移転における完全親会社、または第三者割当増資を行った当会社子会社の、親会社となる場合を除く。)を含むものとする。また、当会社子会社株式・持分の売却の場合、当会社または当会社子会社が受領する対価は、株式・持分の売却の場合は当会社子会社の一株・一出資口あたり売却価格に売却直前時点における当該子会社の発行済株式・出資口総数を乗じた金額、合併、株式交換、株式移転の場合は合併比率(合併により解散する会社の株主・社員の所有する一株・一出資口についての、存続会社または新設会社の株式・持分の割当の比率をいう。以下同じ。)、株式交換比率(株式交換により完全子会社となる会社の株主の所有する一株についての、完全親会社となる会社の株式・持分の割当の比率をいう。以下同じ。)、株式移転比率(株式移転により完全子会社となる会社の株主の所有する一株についての、設立される完全親会社の株式の割当の比率をいう。以下同じ。)を算出するにあたり使用された当会社子会社の一株・一出資口あたりの価値に合併、株式交換、株式移転直前時点における当該子会社の発行済株式・出資口総数を乗じた金額、第三者割当増資の場合は第三者割当増資における当会社子会社の一株・一出資口あたりの払込金額等に第三者割当増資直後の当該子会社の発行済株式・出資口総数を乗じた金額に、それぞれ対象となる当会社子会社の直近に作成された監査済貸借対照表における有利子負債(以下「有利子負債」という。)の総額に相当する金額を加算した金額とみなす。会社分割および事業譲渡の場合、当会社または当会社子会社が受領する対価は、当会社または当会社子会社が受領する金銭、株式その他の金額(金銭以外の資産については会社分割及び事業譲渡における当該資産の評価額をいう。)に、会社分割または事業譲渡において当会社または当会社子会社からの承継の対象とされた有利子負債の総額に相当する金額を加算した金額とみなす。上記にかかわらず、当会社が直接株式を所有している子会社株式の処分の場合は、当該処分により当会社が受領する対価もしくは担保設定額が直近に作成された当会社監査済連結財務諸表における総資産の100分の20以上である場合を「重要な資産の処分等」とする。

- (9) 「取得請求日」とは、甲種類株主の書面による当会社に対する甲種類株式の取得請求の通知が、当会社に到達した日をいう。
- (10) 「単一の株主」とは、自己の計算において当会社株式を所有している者のほか、以下に掲げる者を含む。
- ① 金銭の信託契約その他の契約または法律の規定に基づき、当会社の株主としての議決権を行使することができる権限を有する者、または、当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する者(②に該当する者を除く。)
  - ② 投資一任契約(金融商品取引法に規定する投資一任契約をいう。)その他の契約または法律の規定に基づき、当会社株式に投資をするのに必要な権限を有する者

3 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

4 株式の種類ごとの議決権の有無及びその理由

(注) 2の1に記載のとおり、甲種類株式は当会社株主総会において議決権を有しておりません。(ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではありません)。

当会社定款においては、(注) 2の4に記載のとおり、経営上の一定の重要事項の決定について、株主総会又は取締役会の決議に加え、甲種類株式に係る種類株主総会の決議が必要である旨が定められております。このような機能を有する甲種類株式を経済産業大臣が保有することにより、当会社に対する経営支配や投機目的による敵対的買収等の危険を防止する手段として有効なものと考えられるとともに、ナショナル・フラッグ・カンパニーとして我が国向けエネルギーの安定供給の効率的実現の一翼を担うことが期待され、対外的な交渉や信用などの面で積極的な効果も期待できること等が、甲種類株式を発行した目的であります。

5 株式の保有に係る特記事項

甲種類株式は経済産業大臣によって保有されています。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年9月30日	—	3,655,810	—	290,809	—	1,023,802

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
経済産業大臣(注) 1	東京都千代田区霞が関一丁目 3番 1号	692, 308	18. 94
石油資源開発株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 7番12号	267, 233	7. 31
三井石油開発株式会社	東京都港区西新橋一丁目 2番 9号日比谷セン トラルビル11F	176, 760	4. 84
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 3番 1号	134, 500	3. 68
JXホールディングス株式会社	東京都千代田区大手町二丁目 6番 3号	134, 432	3. 68
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口) (注) 2	東京都中央区晴海一丁目 8番11号	125, 468	3. 43
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口) (注) 2	東京都港区浜松町二丁目11番 3号	118, 906	3. 25
ザ チェース マンハッタン バン ク エヌエイ ロンドン エス エ ル オムニバス アカウント (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島4丁目16番13号)	103, 629	2. 83
ジェーピー モルガン チェース バンク 380055 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行決済営業部)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, UNITED STATES OF AMERICA (東京都中央区月島4丁目16番13号)	97, 780	2. 67
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東 京支店)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	90, 683	2. 48
計	—	1, 941, 699	53. 11

(注) 1 経済産業大臣の所有株式数には甲種類株式1株が含まれております。

2 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託  
口) の所有株式数には、信託業務分のうち投資信託設定分及び年金信託設定分に係る株式として日本トラス  
ティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) に88, 804株、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託  
口) に87, 030株がそれぞれ含まれております。

## 所有議決権数別

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する 所有議決権数 の割合(%)
経済産業大臣	東京都千代田区霞が関一丁目3番1号	692,307	18.96
石油資源開発株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目7番12号	267,233	7.32
三井石油開発株式会社	東京都港区西新橋一丁目2番9号日比谷センターラルビル11F	176,760	4.84
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	134,500	3.68
JXホールディングス株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番3号	134,432	3.68
日本トラステイ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	125,468	3.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	118,906	3.26
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島4丁目16番13号)	103,629	2.84
ジェーピー モルガン チェース バンク 380055 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行決済営業部)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, UNITED STATES OF AMERICA (東京都中央区月島4丁目16番13号)	97,780	2.68
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	90,683	2.48
計	—	1,941,698	53.18

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	甲種類株式 1	—	甲種類株式の内容は、「1株式等の状況」の「(1)株式の総数等」の「②発行済株式」の注記2に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,916	—	株式としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,650,893	3,650,893	同上
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,655,810	—	—
総株主の議決権	—	3,650,893	—

(注) 単元株制度を採用していないため、単元未満株式はありません。

② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 国際石油開発帝石株式会社	東京都港区赤坂五丁目3番1号	4,916	—	4,916	0.13
計	—	4,916	—	4,916	0.13

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	112,395	159,169
受取手形及び売掛金	95,391	101,517
有価証券	207,165	190,947
たな卸資産	※1 12,137	※1 11,879
その他	78,983	72,283
貸倒引当金	△13,141	△12,660
流動資産合計	492,932	523,135
<b>固定資産</b>		
有形固定資産	379,861	379,634
無形固定資産		
のれん	101,362	97,981
その他	147,748	144,015
無形固定資産合計	249,110	241,997
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	975,541	1,006,500
生産物回収勘定	534,330	560,463
その他	159,533	152,742
貸倒引当金	△270	△243
生産物回収勘定引当金	△96,879	△109,586
探鉱投資引当金	△13,780	△7,395
投資その他の資産合計	1,558,474	1,602,481
<b>固定資産合計</b>	2,187,447	2,224,113
<b>資産合計</b>	2,680,379	2,747,248
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	23,441	26,593
短期借入金	4,441	4,261
未払法人税等	113,101	102,404
探鉱事業引当金	9,537	9,176
役員賞与引当金	127	70
資産除去債務	3,686	3,576
その他	100,393	111,202
流動負債合計	254,728	257,285
<b>固定負債</b>		
長期借入金	268,706	270,776
退職給付引当金	6,979	6,573
特別修繕引当金	443	451
資産除去債務	8,965	9,169
その他	43,173	48,582
固定負債合計	328,268	335,554
<b>負債合計</b>	582,997	592,840

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	290,809	290,809
資本剰余金	679,287	679,287
利益剰余金	1,047,431	1,110,874
自己株式	△5,248	△5,248
株主資本合計	2,012,280	2,075,724
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,455	△12,093
為替換算調整勘定	△16,847	△17,273
その他の包括利益累計額合計	△15,391	△29,366
少数株主持分	100,493	108,050
純資産合計	2,097,382	2,154,408
負債純資産合計	2,680,379	2,747,248

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
売上高	432,992	573,165
売上原価	162,044	199,425
売上総利益	270,948	373,740
探鉱費	6,461	10,535
販売費及び一般管理費	※1 31,878	※1 35,143
営業利益	232,608	328,060
営業外収益		
受取利息	2,017	2,095
受取配当金	2,226	2,184
持分法による投資利益	318	4,035
持分変動利益	2,800	6,685
為替差益	—	1,986
その他	3,129	2,848
営業外収益合計	10,491	19,835
営業外費用		
支払利息	509	574
生産物回収勘定引当金繰入額	7,500	9,145
探鉱事業引当金繰入額	2,025	845
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	1,555	—
為替差損	1,888	—
その他	9,503	4,846
営業外費用合計	22,982	15,411
経常利益	220,116	332,484
税金等調整前四半期純利益	220,116	332,484
法人税、住民税及び事業税	160,015	245,369
法人税等調整額	6,979	4,083
法人税等合計	166,995	249,453
少数株主損益調整前四半期純利益	53,121	83,030
少数株主利益	2,495	8,634
四半期純利益	50,626	74,396

【四半期連結包括利益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	53,121	83,030
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△12,756	△13,542
繰延ヘッジ損益	△55	—
為替換算調整勘定	△9,683	△239
持分法適用会社に対する持分相当額	△831	△220
その他の包括利益合計	△23,326	△14,002
四半期包括利益	29,794	69,028
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	29,715	60,421
少数株主に係る四半期包括利益	79	8,607

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	220,116	332,484
減価償却費	28,087	23,722
のれん償却額	3,380	3,380
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	1,555	—
生産物回収勘定引当金の増減額(△は減少)	11,702	11,906
探鉱事業引当金の増減額(△は減少)	△2,453	△320
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△370	△405
その他の引当金の増減額(△は減少)	1,725	652
受取利息及び受取配当金	△4,243	△4,279
支払利息	509	574
為替差損益(△は益)	△2,685	△4,623
持分法による投資損益(△は益)	△318	△4,035
生産物回収勘定(資本支出)の回収額	23,918	29,095
生産物回収勘定(非資本支出)の増加額	△2,296	△11,172
売上債権の増減額(△は増加)	15,383	△5,518
たな卸資産の増減額(△は増加)	△3,136	248
仕入債務の増減額(△は減少)	17	2,900
その他	9,810	6,789
小計	300,703	381,399
利息及び配当金の受取額	5,322	6,826
利息の支払額	△179	△622
法人税等の支払額	△179,119	△249,000
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>126,727</b>	<b>138,602</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	△243	△6,576
定期預金の払戻による収入	3,735	829
有形固定資産の取得による支出	△42,223	△23,611
有形固定資産の売却による収入	270	83
無形固定資産の取得による支出	△201	△662
有価証券の取得による支出	△3,542	—
有価証券の売却及び償還による収入	49,000	91,114
投資有価証券の取得による支出	△92,204	△196,531
投資有価証券の売却及び償還による収入	10,079	20,304
生産物回収勘定(資本支出)の支出	△39,859	△43,255
短期貸付金の増減額(△は増加)	62	2,678
長期貸付けによる支出	△1,125	△2,873
長期貸付金の回収による収入	556	3,562
権益取得による支出	△28,045	—
その他	△4,289	△1,059
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△148,029</b>	<b>△155,996</b>

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
株式の発行による収入	521,619	—
短期借入金の純増減額（△は減少）	△30	△60
長期借入れによる収入	20,354	19,961
長期借入金の返済による支出	△2,157	△2,160
少数株主からの払込みによる収入	3,192	9,574
配当金の支払額	△7,074	△10,956
少数株主への配当金の支払額	△12,397	△3,939
その他	△35	△21
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>523,471</b>	<b>12,397</b>
<b>現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>△11,498</b>	<b>△7,438</b>
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	490,671	△12,435
現金及び現金同等物の期首残高	216,395	182,025
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	4	750
<b>現金及び現金同等物の四半期末残高</b>	<b>※1 707,071</b>	<b>※1 170,339</b>

## 【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
(1) 連結の範囲の重要な変更	当第2四半期連結会計期間より新規に連結の範囲に含めることとした会社は4社であり、その内訳は以下のとおりであります。
	当第2四半期連結会計期間に設立に伴う出資により新規に連結の範囲に含めた会社 INPEX Holdings Australia Pty Ltd INPEX Ichthys Pty Ltd INPEX Operations Australia Pty Ltd 当第2四半期連結会計期間に重要性が増したことにより新規に連結の範囲に含めた会社 INPEX Australia Pty Ltd
(2) 持分法適用の範囲の重要な変更	当第2四半期連結会計期間より新規に持分法を適用した関連会社は1社であり、その内訳は以下のとおりであります。 当第2四半期連結会計期間に設立に伴う出資により新規に持分法適用の関連会社に含めた会社 Ichthys LNG Pty Ltd

## 【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 たな卸資産の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
商品及び製品	4,952百万円	4,609百万円
仕掛品	238百万円	370百万円
原材料及び貯蔵品	6,946百万円	6,899百万円

2 偶発債務

下記の会社の銀行借入等に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)	
	(百万円)	(百万円)	
Tangguh Trustee※	15,536	Tangguh Trustee※	13,946
Fujian Tranche※	5,507	Fujian Tranche※	4,943
サハリン石油ガス開発㈱	4,051	サハリン石油ガス開発㈱	4,376
インペックス北カンボス沖石油㈱	2,613	インペックス北カンボス沖石油㈱	2,208
酒田天然瓦斯㈱	106	酒田天然瓦斯㈱	35
従業員(住宅資金借入)	254	従業員(住宅資金借入)	239
合計	28,069	合計	25,749
※MI Berau B.V. 及びMIペラウジャパン㈱を通じて参画するタンガーLNGプロジェクトの開発資金借入		※MI Berau B.V. 及びMIペラウジャパン㈱を通じて参画するタンガーLNGプロジェクトの開発資金借入	

(四半期連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
人件費	7,090百万円	7,925百万円
（うち、退職給付費用	326百万円	328百万円
（うち、役員賞与引当金繰入額	71百万円	65百万円
輸送費	3,178百万円	2,932百万円
減価償却費	10,860百万円	11,216百万円
のれん償却額	3,380百万円	3,380百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
現金及び預金	95,315百万円	159,169百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△266百万円	△5,917百万円
有価証券 (コマーシャルペーパー)	28,991百万円	13,498百万円
有価証券(政府短期証券等)	31,848百万円	一百万円
有価証券(MMF等)	28,481百万円	588百万円
有価証券(譲渡性預金)	522,700百万円	3,000百万円
現金及び現金同等物	707,071百万円	170,339百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	7,060	3,000	平成22年3月31日	平成22年6月24日
	甲種類株式	利益剰余金	0	3,000	平成22年3月31日	平成22年6月24日

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年11月4日 取締役会	普通株式	利益剰余金	10,952	3,000	平成22年9月30日	平成22年12月1日
	甲種類株式	利益剰余金	0	3,000	平成22年9月30日	平成22年12月1日

3. 株主資本の著しい変動に関する事項

当社は、平成22年8月2日を払込期日とする公募増資及び平成22年8月31日を払込期日とする第三者割当増資を実施いたしました。この結果、当第2四半期連結累計期間において資本金が260,809百万円、資本準備金が260,809百万円増加し、当第2四半期連結会計期間末において資本金が290,809百万円、資本剰余金が679,287百万円となっております。

当第2四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	10,952	3,000	平成23年3月31日	平成23年6月29日
	甲種類株式	利益剰余金	0	3,000	平成23年3月31日	平成23年6月29日

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年11月4日 取締役会	普通株式	利益剰余金	10,952	3,000	平成23年9月30日	平成23年12月1日
	甲種類株式	利益剰余金	0	3,000	平成23年9月30日	平成23年12月1日

3. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

**【セグメント情報】**

I 前第2四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						調整額 (注1)	四半期連結損益計算書計上額 (注2)
	日本	アジア・オセアニア	ユーラシア(欧州・NIS諸国)	中東・アフリカ	米州	計		
売上高								
外部顧客への売上高	47,022	199,960	21,078	157,137	7,793	432,992	—	432,992
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—
計	47,022	199,960	21,078	157,137	7,793	432,992	—	432,992
セグメント利益又は損失 (△)	8,832	112,908	9,836	106,875	△1,587	236,866	△4,258	232,608

(注) 1 セグメント利益の調整額△4,258百万円は、セグメント間取引消去117百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△4,376百万円が含まれております。全社費用の主なものは、報告セグメントに帰属しないのれんの償却及び一般管理部門にかかる費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第2四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						調整額 (注1)	四半期連結損益計算書計上額 (注2)
	日本	アジア・オセアニア	ユーラシア(欧州・NIS諸国)	中東・アフリカ	米州	計		
売上高								
外部顧客への売上高	49,949	231,631	45,036	243,900	2,646	573,165	—	573,165
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—
計	49,949	231,631	45,036	243,900	2,646	573,165	—	573,165
セグメント利益又は損失 (△)	5,971	137,152	25,457	171,503	△6,662	333,423	△5,362	328,060

(注) 1 セグメント利益の調整額△5,362百万円は、セグメント間取引消去115百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△5,478百万円が含まれております。全社費用の主なものは、報告セグメントに帰属しないのれんの償却及び一般管理部門にかかる費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1 株当たり四半期純利益	18,584円05銭	20,377円60銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	50,626	74,396
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	50,626	74,396
期中平均株式数(株)	2,724,180	3,650,894
普通株式	2,724,179	3,650,893
普通株式と同等の株式：甲種類株式	1	1

(注) 1 甲種類株式は剩余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

平成23年11月4日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議しました。

(イ) 配当金の総額……………10,952百万円

(ロ) 1株当たりの金額……………3,000円

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日…………平成23年12月1日

(注) 平成23年9月30日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、支払いを行います。

## **第二部 【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月7日

国際石油開発帝石株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 遠 藤 健 二 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 梅 村 一 彦 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高 橋 聰 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている国際石油開発帝石株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、国際石油開発帝石株式会社及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかつた。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月9日

【会社名】 国際石油開発帝石株式会社

【英訳名】 INPEX CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 北村俊昭

【最高財務責任者の役職氏名】 —

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂五丁目3番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## **1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】**

当社代表取締役社長北村俊昭は、当社の第6期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## **2 【特記事項】**

確認に当たり、特記すべき事項はありません。